

厚生労働省老健局計画課長  
川 尻 良 夫 殿

社団法人全国老人保健施設協会  
会 長 漆 原 彰

## 平成 17 年度税制改正及び予算要望書

### 平成 17 年度税制改正に関する要望

#### 1 特別修繕準備金制度の適用範囲の拡大

(理由)

特別修繕準備金制度は、船舶、溶鉱炉等周期的に大規模な修繕を要し、かつ周期が相当の期間にわたると認められる費用に備えるためであるので、同様の趣旨により、介護老人保健施設にとって重要な要素の 1 つである「明るく家庭的な雰囲気」の施設療養環境の維持・整備のための資金に備えることを目的として、例えば、独立行政法人福祉医療機構と施設改修に関わる契約を締結することを前提に、その積立金を費用として認容し、団塊の世代が利用対象者となる 2020 年までに築後 10 年以上の施設が全て適用できる特別修繕準備金制度の構築を要望いたします。

#### 2 介護保険事業にかかる消費税の取扱いの抜本改正

(理由)

平成元年 4 月 1 日より施行された消費税については、医療の分野が「原則非課税」の規定により介護老人保健施設の支払った消費税についても、仕入れ控除が認められておりませんので、原則課税の抜本改正を要望いたします。

特に医療機器や施設建設代金に含まれる消費税の負担が現在でも施設運営にとって、非常に重い負担となっており、現行の 5 % の消費税率が引き上げられると施設の経営悪化は決定的要因となることが予想されます。また、利用者の消費税負担を増加させないためにも、ゼロ税率・軽減税率の適用を要望いたします。

#### 3 固定資産税の軽減措置の継続

(理由)

医療法人の開設する施設の家屋等の資産については、現行、申請によって、取得してから 5 年間税額 4 分の 1 を軽減されておりましたが、平成 14 年度から軽減率が 4 分の 1 から 6 分の 1 に、平成 16 年度からは、8 分の 1 に変更されました。

しかしながら、医療法人の開設する介護老人保健施設においては、社会福祉法人と同様、平成 12 年度からの介護保険制度の目的にそった公益性の高い施設サービスを提供しており、今後も地域ニーズに即した整備を推進するため、上記軽減率を従来の 4 分の 1 とすることを要望いたします。

#### 4 建物等の耐用年数の短縮並びに割増償却率の引上と適用期間の拡大

(理由)

平成 14 年 3 月の介護経済実態調査によると、平成 10 年度以降に医療法人の開設する介護老人保健施設の自己資本比率は低く、借入金に依存した経営となっております。更に平成 10 年度税制改正により、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得する建物の償却方法が定額法となり減価償却費が従前に比べ小さくなることにより、借入金返済能力が低下することが懸念されます。

これを防止するために、現行の介護老人保健施設の用に供される建物及びその附帯設備（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）耐用年数を 39 年から 30 年に短縮すること並びに割増償却割合について、現行の 10%、適用期間 5 年以内を平成 17 年 4 月 1 日以後に取得する建物については、割増償却率割合 20% へ引上げ、適用期間 10 年以内に拡大することを要望いたします。

#### 5 特定設備等の特別償却の適用範囲の拡大

(理由)

改築費やコンピュータソフト及び介護機器の取得は、土地・建物のように実体のある財産というよりは、会計上の経過勘定の性格が強いので、償却を早めることにより財政状態の改善が見込めることが予想されます。

その効果を期待して、介護保険法の各種介護サービス事業の運営を行うための必要な専用の区画を設けるための改築、介護報酬の請求事務・要介護認定等に係るコンピュータソフト及び介護負担を軽減するためのリフト等の機器を取得するための平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの支出について、各種介護サービス事業を開始した事業年度で全額償却を認めていただくことを要望いたします。

### 平成 17 年度予算に関する要望

#### 1 介護老人保健施設整備費に係る国庫補助等の拡大及び充実

(理由)

平成 12 年 4 月から介護保険制度が実施され、介護老人保健施設のベッド数は、ゴールドプラン 21 で目標とした 29.7 万床を目指して整備中ではありますが、大都市では土地の価格が高価なこともあり、未だ整備が遅れています。しかしながら、平成 16 年度の介護老人保健施設にかかる国庫補助では、整備基本額以外はすべてカットされ、ユニットケア型加算まで一切補助が行われておりません。

つきましては、平成 17 年度予算では、介護老人保健施設整備関係のための費用に係る国庫補助等の拡大及び充実として以下 2 点を要望いたします。

平成 16 年度において 0 査定となったユニットケア型加算、大都市加算等の補助の復活  
介護における在宅ケア支援、介護予防の地域拠点として、当会が創設の要望を行っている、介護老人保健施設のプランチである地域ケアステーション（仮称）への整備創設

#### 2 要介護高齢者の自然増及びケアの質の向上に配慮した予算編成

(理由)

平成 17 年度に介護保険制度の抜本見直しが予定されていますが、わが国では人口の急速な少子高齢化が進み、平成 9 年（1997 年）の将来人口推計では、2050 年ごろには、全人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になるといわれており、また、寝たきり、痴呆、虚弱などの要介護高齢者の数は、25 年後（2025

年)には520万人に達するという推計がなされています。

現行のケアの質を維持するためには、要介護高齢者の自然増を踏まえた予算の確保が不可欠であり、また、身体拘束ゼロ、ユニットケアの推進等ケアの質の向上には、マンパワーの増強が決定的要因となりますので、要介護高齢者の自然増及びケアの質の向上に配慮した予算編成としていただくことを要望いたします。

### 3 独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）の融資枠の確保

（理由）

大手銀行等の金融機関の不良債権による経営危機が社会問題化しており、特に介護老人保健施設開設に必要な資金の調達及び開設間もない施設や老朽化が目立つ古い施設の経営安定化を図るために必要な資金の調達については、継続して独立行政法人福祉医療機構の融資に重要な役割を求めるところであります。

また、近年の気候の変化による集中豪雨や突発的な地震により被災を受け、阪神大震災の時のような大規模な復旧作業も含め、数々の補修、修繕等を行う事例が発生しておりますが、これらは予期し得ない支出であり、復旧のための修繕等の額によっては健全な施設経営を損なう結果となる恐れもありますので、これら天変地異に伴う被災復旧に係る施設修繕等の費用について、新たに独立行政法人福祉医療機構の無利子の融資制度の設立を要望いたします。

平成17年度の予算編成にあたっては、独立行政法人福祉医療機構融資の充実のため、その融資枠の確保について要望いたします。

### 4 介護老人保健施設の質の向上を図るための研修事業及び調査研究事業の推進のための予算の確保

（理由）

平成17年度では、介護保険制度の抜本改正が行われることが予定され、これらの改正による影響の検証作業等にかかる基礎調査が行なわれることとなります。

その中でより良いサービスの提供をするには、改定の主旨等の的確な情報伝達と現状を改善するために必要な情報を洗い出すための調査研究は不可欠です。従って、介護老人保健施設の質の向上を図るための研修事業及び調査研究事業の推進のための予算の確保を要望いたします。